特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	身体障害者手帳の交付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定保人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	身体障害者手帳の交付に関する事務を実施するに当たり、特定個人情報に係る情報の収集を行う際には、本人確認を徹底するなど適切な方法による取得に努めるものとし、これを利用し、又は保管する際には担当者以外の者によるチェック体制を構築するなど、取扱いに関しては十分配慮するものとします。また、申請書を鹿児島県に送付する際は、送付先の誤りがないよう十分確認した上で送付します。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	ア　事務の説明 　身体障害者手帳の交付対象者の本人確認を行うため、住民票の記載事項を照会する。 イ　特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 　霧島市は、身体障害者福祉法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・身体障害者手帳の返還 ・身体障害者手帳交付台帳の整備 ・氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・身体障害者手帳の再交付
③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Wel＋障害福祉 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
心身障害者台帳

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項　別表20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第11条 【各手続の根拠】 身体障害者福祉法第15条、第16条 身体障害者福祉法施行令第9条、第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号　別表20の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号　別表20の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　障害福祉課
②所属長の役職名	保健福祉部　障害福祉課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線）1141

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部障害福祉課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線)2121
9. 規則第9条第2項の適用	**[　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバー取得をせず、申請者から提供を受け、真正確認を実施している。ただ申請者からマイナンバーを得られない場合に限り、住基ネット照会は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人で最終確認を実施している。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対して、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者が出ないように努めている。また、庁内で情報漏洩等に繋がる事案が発生した場合は、再発防止対策の徹底とともに再度教育及び啓発を実施しているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	Ⅰ-1-③ システムの名称	・Acrocity宛名管理 ・Acrocity住民基本 ・Acrocity心身障害者台帳 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成28年3月31日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案） （当該事務に関しては、番号法別表第2中に規定されていないため、条例で規定する予定）	【特定個人情報を照会できる根拠】 なし 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号　別表第2の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項、116の項	事後	
平成28年3月31日	Ⅱ-1 対象人数	2015/1/31	2015/12/1	事後	
平成29年3月31日	Ⅰ-1-② 事務の概要	イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 （略） ・身体障害者手帳の交付申請の受理 ・身体障害者手帳の交付 ・氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出 ・氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載をし、その者に返還する ・他の都道府県内に居住地を移したときの届出 ・他の都道府県内に居住地を移したときの変更内容の記載をし、その者に返還する ・身体障害者手帳の再交付 ・身体障害者手帳の返還の受理	イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 （略） ・身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務 ・身体障害者手帳の返還に関する事務 ・氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理 ・氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載をし、その者に返還する ・他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理 ・他の都道府県内に居住地を移したときの変更内容の記載をし、その者に返還する	事後	（H28.12.21改正）番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項　別表第1の11の項 【各手続の根拠】 身体障害者福祉法第15条、第16条 身体障害者福祉法施行令第4条、第8条、第9条、第10条、第12条 身体障害者福祉法施行規則第2条、第6条、第7条、第8条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項　別表第一の11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条 【各手続の根拠】 身体障害者福祉法第15条、第16条 身体障害者福祉法施行令第9条、第10条	事後	（H28.12.21改正）番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	Ⅰ-4-① 実施の有無	実施する	実施しない	事後	（H28.9.12改正）番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号　別表第2の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項、116の項	【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	事後	（H28.9.12改正）番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	Ⅰ-5-② 所属長	保健福祉部長寿・障害福祉課長　小松　太	保健福祉部長寿・障害福祉課長　西田　正志	事後	平成28年4月1日付け人事異動
平成29年3月31日	Ⅱ-1 対象人数	2015/12/1	2017/3/1	事後	身体障害者手帳取得者7,018人
平成29年3月31日	Ⅱ-2 取扱者数	2015/12/1	2017/3/1	事後	16人
平成30年3月31日	Ⅰ-1-② 事務の概要	・身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務 ・身体障害者手帳の返還に関する事務 ・氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理 ・氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載をし、その者に返還する ・他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理 ・他の都道府県内に居住地を移したときの変更内容の記載をし、その者に返還する ・身体障害者手帳の再交付	・身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・身体障害者手帳の返還 ・身体障害者手帳交付台帳の整備 ・氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・身体障害者手帳の再交付	事後	（H29改正）番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成30年3月31日	Ⅰ-4-① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	（H29改正）番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成30年3月31日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を提供できる根拠】 該当なし	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号　別表第二の10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令9条、11条、12条、14条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2	事後	（H29改正）番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成30年3月31日	Ⅰ-5-② 所属長	保健福祉部長寿・障害福祉課長　西田　正志	保健福祉部長寿・障害福祉課長　池田　宏幸	事後	平成29年4月1日付け人事異動
平成30年3月31日	Ⅱ-1 対象人数	2017/3/1	2017/11/1	事後	身体障害者手帳取得者7,152人 （2017/11/1現在）
平成30年3月31日	Ⅱ-2 取扱者数	2017/3/1	2018/3/1	事後	16人
平成31年3月31日	Ⅱ-1 対象者	2017/11/1	2019/3/1	事後	5949人
平成31年3月31日	Ⅱ-2 取扱者	2018/3/1	2019/3/1	事後	国分　職員6人＋臨時3人 隼人　職員1人 支所　職員5人 福山サービスセンター1人 計16人
平成31年3月31日	Ⅰ－5－② 所属長	長寿・障害福祉課長　池田宏幸	長寿・障害福祉課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月31日	Ⅰ－1－③ システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Wel＋障害福祉 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
令和2年2月1日	Ⅱ-1 対象人数	平成31年3月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	5,903名
令和2年2月1日	Ⅱ-2 取扱者数	平成31年3月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	国分 職員7人＋臨時3人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計17人
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日	全体				評価の再実施
令和3年3月31日	Ⅱ-1 対象人数	令和2年2月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	5824名
令和3年3月31日	Ⅱ-2 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	国分 職員7人＋臨時4人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計18人
令和3年8月3日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 該当なし 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令9条、11条、12条、14条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2	【特定個人情報を照会できる根拠】 該当なし 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令9条、11条、12条、14条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和4年3月1日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	（前略） 【特定個人情報を提供できる根拠】 （略）56の項（略） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （略）59条の2	（前略） 【特定個人情報を提供できる根拠】 （略）56の2の項（略） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （略）59条の2の2	事後	「番号法」及び「番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」（共にR3.7時点）を基に修正
令和4年3月1日	Ⅱ-1 対象人数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	5,480名
令和4年3月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	国分 職員8人＋臨時4人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計19人
令和5年3月1日	Ⅱ-1 対象人数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	6,631名
令和5年3月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	国分 職員8人＋臨時3人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計18人
令和6年3月1日	Ⅱ-1 対象人数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	5,472名
令和6年3月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	国分 職員9人＋臨時3人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計18人
令和7年3月31日	Ⅰ-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条 【各手続の根拠】 身体障害者福祉法第15条、第16条 身体障害者福祉法施行令第9条、第10条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条 【各手続の根拠】 身体障害者福祉法第15条、第16条 身体障害者福祉法施行令第9条、第10条	事後	令和6年12月2日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和7年3月31日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 該当なし 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令9条、11条、12条、14条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2の2	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表20の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表20の項	事後	令和6年12月2日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和7年3月31日	Ⅰ-5-① 部署	令和6年1月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	保健福祉部 障害福祉課
令和7年3月31日	Ⅰ-5-② 所属長	令和6年1月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	保健福祉部 障害福祉課長

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅰ-8 連絡先	令和6年1月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	保健福祉部障害福祉課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線)2121
令和7年3月31日	Ⅱ-1 対象人数	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	5,357名
令和7年3月31日	Ⅱ-2 取扱者数	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	国分　職員13人＋臨時4人 隼人　職員1人 支所　職員5人 福山サービスセンター1人 計18人
令和7年3月31日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業		十分である 住基ネット照会によりマイナンバー取得をぜず、申請者から提供を受け、真正確認を実施している。ただ申請者からマイナンバーを得られない場合に限り、住基ネット照会は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人で最終確認を実施している。	事後	様式変更に伴う新設項目
令和7年3月31日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業員に対する教育・啓発 十分である 毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対して、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者が出ないように努めている。また、庁内で情報漏洩等に繋がる事案が発生した場合は、再発防止対策の徹底とともに再度教育及び啓発を実施しているため。	事後	様式変更に伴う新設項目